

議案第 2 号

瑞穂町多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり検討委員会条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

多摩都市モノレール（仮称）N o . 6 駅周辺のまちづくりに関して必要な事項を協議するため、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり検討委員会条例

（設置）

第 1 条 瑞穂町多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想に基づく多摩都市モノレール（仮称）N o . 6 駅周辺のまちづくりに関して必要な事項を協議するため、瑞穂町多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（ 1 ） 新駅周辺の産業近代化拠点の形成に向けたまちづくり方針に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、検討委員会が必要と認める事項
(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員7人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者 4人以内

(2) 瑞穂町職員 3人以内

2 前項第2号に掲げる委員は、代理人を検討委員会に出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 検討委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 検討委員会において協議が整った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委員の報酬及びその支給方法)

第 10 条 委員（第 3 条第 1 項第 2 号の委員を除く。）の報酬及びその支給方法については、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年条例第 10 号）の定めるところによる。

（委任）

第 11 条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（会議の招集に関する特例）

- 2 この条例の公布の日以後最初に招集する検討委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

（準備行為）

- 3 第 3 条の規定により行う必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

地域公共交通会議会長	日額 9,000 円
同 委員	日額 8,000 円
同 委員(学識経験者)	日額 14,000 円

」を

「

地域公共交通会議会長	日額 9,000 円
------------	------------

同	委員	日額	8, 0 0 0 円
同	委員(学識 経験者)	日額	1 4, 0 0 0 円
多摩都市モノレール新駅周 辺まちづくり検討委員会委 員		日額	1 4, 0 0 0 円

」に

改める。

附則第4項による改正

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧																												
第1条から第5条 略	第1条から第5条 略																												
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																												
<table> <tr> <th>職名</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>地域公共交通会議会 長</u></td><td><u>日額 9,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>同 委 員</u></td><td><u>日額 8,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>同 委 員(学識経験者)</u></td><td><u>日額 14,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>多摩都市モノレール 新駅周辺まちづくり 検討委員会委員</u></td><td><u>日額 14,000円</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	職名	報酬額	略	略	<u>地域公共交通会議会 長</u>	<u>日額 9,000円</u>	<u>同 委 員</u>	<u>日額 8,000円</u>	<u>同 委 員(学識経験者)</u>	<u>日額 14,000円</u>	<u>多摩都市モノレール 新駅周辺まちづくり 検討委員会委員</u>	<u>日額 14,000円</u>	略	略	<table> <tr> <th>職名</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>地域公共交通会議会 長</u></td><td><u>日額 9,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>同 委 員</u></td><td><u>日額 8,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>同 委 員(学識経験者)</u></td><td><u>日額 14,000円</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	職名	報酬額	略	略	<u>地域公共交通会議会 長</u>	<u>日額 9,000円</u>	<u>同 委 員</u>	<u>日額 8,000円</u>	<u>同 委 員(学識経験者)</u>	<u>日額 14,000円</u>			略	略
職名	報酬額																												
略	略																												
<u>地域公共交通会議会 長</u>	<u>日額 9,000円</u>																												
<u>同 委 員</u>	<u>日額 8,000円</u>																												
<u>同 委 員(学識経験者)</u>	<u>日額 14,000円</u>																												
<u>多摩都市モノレール 新駅周辺まちづくり 検討委員会委員</u>	<u>日額 14,000円</u>																												
略	略																												
職名	報酬額																												
略	略																												
<u>地域公共交通会議会 長</u>	<u>日額 9,000円</u>																												
<u>同 委 員</u>	<u>日額 8,000円</u>																												
<u>同 委 員(学識経験者)</u>	<u>日額 14,000円</u>																												
略	略																												
備考 略	備考 略																												
別表第2 略	別表第2 略																												